

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主 統一 繁栄

国民議会

番号 51 号/国民議会

首都ビエンチャン、2023 年11 月20 日

(改正) 裁判官法

第I編

一般規定

1条 目的 (改正)

この法律は、裁判官が、忠誠で、道徳心、革命的道徳心を持ち、純真かつ正直、職務倫理、道徳的倫理をもち、事件判決の検討において役割を果たすことを保証し、それらが迅速、透明性、公正、完全、客観性をもち、社会に安寧で秩序と正義をもたらすことに貢献するよう、裁判官の管理、業務活動、任命、等級、昇級、給与、手当、人事異動、モニタリング・検査、評価ならびに解任に関する原則、規則と措置を規定するものである。

2条 裁判官

裁判官は国家を代表して第一審判決および上級審判決ⁱを検討する者で、国民議会の常務委員会により任命される。

3条 用語の定義 (改正)

この裁判官法の中で使用されている用語の意味は以下の通りである。

- ສາມປະຊາຊົນພື້ນທີ່ (サーンパサソン・トーンティン) 「地方人民裁判所」の意味とは、地域 (パーク) ⁱⁱ高等人民裁判所、県また首都人民裁判所、地区 (ケート) ⁱⁱⁱ裁判所のことである。
- ລະບົບສາມປະຊາຊົນ (ラボップ・サーンパサソン) 「人民裁判所制度」とは、最高人民裁判所、地方人民裁判所ならびに軍事裁判所の意味である。
- ຄະນະກຳມະການ (カナガマカーン) 「委員会」とは、試験委員会、モニタリング検査委員会、業績評価委員会の意味である。
- ການໄຕ້ສວນ (ガーン・タイスワン) 「尋問」とは、法廷で合議体によってその出廷者に対して行う尋問の意味である。
- ຈັນຍາບັນ (ジャンニャーバン) ^{iv} 「倫理」とは、この法律文の中で規定されたように裁判官自身の

職務倫理という意味である。

6. ສະພາຜູ້ພິພາກສາ (サパー・プーピパークサー) 「裁判官会議」^vとは、最高人民裁判所指導委員会の意味であり、長官、複数の副長官、裁判部長ならびに一部の裁判官により構成される。
7. ຜູ້ພິພາກສາອາວຸໂສ (プーピパークサー・アウソー) 「シニア裁判官」^{vi}とは、第3級または第4級裁判官で、定年退職の歳を迎えた後、最高裁判所長官によりシニア裁判官として任命された者のことである。
8. ຄະນະປະທານ (カナ・パターン) 「委員」とは、地方人民裁判所の指導委員会を意味し、所長、複数の副所長、裁判部長ならびに一部の裁判官により構成される。
9. ຄະນະປະທານສານທະຫານ (カナ・パターン・サントハーン) 「軍事裁判所委員」とは、最高軍事裁判所と地域（パーク）軍事裁判所の指導委員会を意味し、所長、副所長、刑事部長、室長ならびに一部の裁判官により構成される。

4条 裁判官に対する政府の特別政策 (ナニョバーイ) ^{vii}

政府は、裁判官の生活を向上させ、業務遂行貫徹を保証するために、法律の中で規定されているように、裁判官の保護、管理、調査、ならびに業務実施についての評価を行い、裁判官が政治思想、職務倫理、道徳倫理、知識向上、専門分野、外国語において発展できるように条件を整える、そして適切な援助施策を実施する。

5条 裁判官の管理における基本原則

裁判官の管理は以下の基本原則に従い執行する。

1. 憲法、法律ならびに政府の政策に正しく合致している。
2. 管理級別、責任分担制、セクター間、中央と地方間での協調協力を基本とした全国における中央統一的な実施を行う。
3. 民主集中制、集団での検討と決定の原則、個人の責任原則、多数決の原則、個人は組織に所属し、下部組織は上部組織に属する原則。
4. 質の高い、正当な、国の社会経済開発計画に合致した裁判官の育成と開発を定期的実施する。
5. 透明、正義、公開、客観的、ならびに検査可能であること。
6. 男女平等ならびにすべての民族のラオス女性の発展を促進する原則に基礎を置く。

6条 法律の適用範囲

この法律はラオス人民民主共和国の裁判官、委員会、個人ならびに関係機関に適用される。

7条 国際協力（改正）

裁判官の業務を開発し、その質を向上させ、正義を保証し、ラオスが加盟している条約や国際協定を実施するため、裁判官業務と法律と司法における協力、経験、情報、資料、技術、研修またセミナーの交換交流、技術的知識と能力の向上について、国家は、外国、近隣地域ならびに国際との連絡、協力を促進する。

第II編

裁判官の級、基準と試験

第1章

裁判官の級

8条 裁判官の級（改正）

裁判官は以下のごとく4つの級に分類される。

1. 1級裁判官
2. 2級裁判官
3. 3級裁判官
4. 4級裁判官

各級の裁判官は、各審級の人民裁判所に適切に配置させることができる。

9条 1級裁判官（新）

1級裁判官とは、本法18条の定めに従った試験に合格し、最高裁判所長官の提案に従い、国民議会常任委員会により任命された裁判官である。

10条 2級裁判官（新）

2級裁判官とは、裁判官会議の賛成に沿って、最高人民裁判所長官によって1級裁判官から昇級した裁判官である。

11条 3級裁判官（新）

3級裁判官とは、裁判官会議の賛成に沿って、最高人民裁判所長官によって2級裁判官から昇級した裁判官である。

12条 4級裁判官（改正）

4級裁判官とは、本法18条の定めに従った試験に合格し、最高裁判所長官の提案に従い、国民議

会常任委員会により任命された裁判官である。

第2章

裁判官の基準

13条 裁判官の持ち合わせるべき一般基準（改正）

裁判官の持ち合わせるべき一般基準は以下の通り。

1. ラオス血統であり、ラオス国籍者であること。
2. 年齢が28歳以上であること。^{viii}
3. 忠誠心があり、政治思想が強固でならびに味方-敵をきちんと識別できる、組織に対する意識がある、高い規律がある、裁判の係争当事者ならびに他の個人の事実を捻じ曲げ真実をひっくり返すような話を信じない。
4. 資格を備え、純真で正直、公平で、憲法と法律を厳格に尊重し実行する、職務実施に際して職権を利用しての詐欺、収賄や贈賄、越権行為を防止しそして追放する。
5. 問題を深く、全面的、客観的に、偏りや偏見なく見る思考力がある、そして、証拠情報を明確に正しくそして状況に合わせて分析し分別でき、機転がきき、思考し実行し責任を負うことができまた自身の欠点を改善する勇気を持っている。
6. 高等ディプロマ以上の法律学に関する学歴を有し、裁判官の研修カリキュラムを修了している。
7. 政治理論と行政理論について一定のレベルにある。
8. 故意による犯罪行為で刑事罰を受けたことがない。
9. コンピューターを使用することができる。
10. 何らかの外国語ができる。
11. 健康である。

14条 1級裁判官の個別基準（新）

1級裁判官は、本法13条に定める一般基準以外に、1級裁判官試験に合格することが必要である。

15条 2級裁判官の個別基準（新）

2級裁判官は、本法13条に定める一般基準以外に、1級裁判官として3年以上の経験が必要である。ただし、自身の所属機関によって評価、認定された著しい成果をあげた者についてはこの期限前に昇級させることができる。

16条 3級裁判官の個別基準（新）

3級裁判官は、本法13条に定める一般基準以外に、以下の個別基準を満たす必要がある。

1. 2級裁判官として5年以上の経験があること。ただし、自身の所属機関によって評価、認定された著しい成果をあげた者についてはこの期限前に昇級させることができる。
2. 事件手続についての豊富な学びと経験をもつこと。
3. 職務を果たすにあたり、確実な役割をもち、組織と社会から信用、信頼されていること。

17条 4級裁判官の個別基準（改正）

4級裁判官は、本法13条に定める一般基準以外に、以下の個別基準を満たす必要がある。

1. 事件手続について、熟練し、豊富な経験をもつこと。
2. 職務を果たすにあたり、確実な役割をもち、組織と社会から信用、信頼されていること。
3. 4級裁判官試験に合格していること。

第3章

裁判官試験

18条 裁判官試験（改正）

裁判官試験は以下の通りとする。

1. 1級裁判官試験
2. 4級裁判官試験

1級裁判官試験と4級裁判官試験の詳細は、別に規定として定める。

19条 1級裁判官試験の受験資格（改正）

1級裁判官試験の受験者は以下の条件を満たすこと。

1. 3年以上裁判官補の任命を受けていた。
2. 裁判官補時における職務遂行の評価証明書が良好なランクであること。
3. 該当の裁判官補が所属する裁判官から、推薦と証明を受けていること
4. （地方裁判所の）委員からの賛成意見に沿って、人民裁判所の長あるいは軍事裁判所の長からの推薦があること。

20条 4級裁判官試験の受験資格（改正）

4級裁判官試験の受験者は以下の条件を満たすこと。

1. 地域（パーク）高等人民裁判所の長官もしくは副長官、地域（パーク）高等軍事裁判所の副長官、地域軍事裁判所、県・首都軍事裁判所の所長もしくは副所長、県・首都人民裁判所の所長もしくは副所長、地区（ケート）人民裁判所所長を務めたこと。
2. 3級裁判官になって5年以上の経験。

3. 職務遂行の評価証明書が良好なランクであること。
4. 関係する人民裁判所もしくは軍事裁判所委員会からの推薦があること。
5. 裁判官会議の同意に沿って最高人民裁判所長官からの決定があること。

21条 1級裁判官試験委員会（改正）

1級裁判官試験委員会は以下のように構成される。

- | | |
|------------------------|------|
| 1. 最高人民裁判所副長官 | 委員長 |
| 2. 最高人民裁判所の組織・人事局長 | 副委員長 |
| 3. 最高人民裁判所の研究・研修所所長 | 委員 |
| 4. 最高人民裁判所の専門・裁判統計管理局長 | 委員 |
| 5. 最高人民裁判所の検査局長 | 委員 |
| 6. 裁判官会議の会員若干名 | 委員 |

1級裁判官試験委員会は自身の事務局を持つ。試験委員会と事務局は、最高人民裁判所長官から任命される。

22条 4級裁判官試験委員会（改正）

4級裁判官試験委員会は以下のメンバーで構成される。

- | | |
|-------------------|------|
| 1. 最高人民裁判所長官 | 委員長 |
| 2. 国民議会の司法委員会副委員長 | 副委員長 |
| 3. 司法省副大臣 | 委員 |
| 4. 内務省副大臣 | 委員 |
| 5. 裁判官会議の会員若干名 | 委員 |
| 6. 最高裁判所組織・人事局長 | 委員 |

4級裁判官試験委員会は自身の事務局を持つ。試験委員会と事務局は、国民議会常務委員会から任命される。

23条 1級および4級裁判官試験委員会の権限と職務（改正）

1級および4級裁判官試験委員会の権限と職務は以下の通りである。

1. 報告を聞き、条件を満たす試験参加者の名簿を提案する。
2. 試験参加者の研究、検討と選抜。
3. 試験問題の内容検討と出題。

4. 試験の実施、答案を見て採点する。
5. 試験結果の報告と発表。
6. 最高人民裁判所長官と国民議会常務委員会からの委任に沿って権限を行使、その他の職務を遂行する。

第III編

裁判官の、任命、権限と職務、外部異動（ニョックニャーイ）、常勤している組織の内部異動、解任、公務員の管理ランクとの対照（ティアプ・サン）と昇級（ルアン・サン）

第1章

裁判官の任命、権限と職務

24条 裁判官の任命（改正）

裁判官は最高人民裁判所長官の提案に沿って国民議会常務委員会により任命される。

プロセス、裁判官任命申請書類の取り揃え、発表式と裁判官任命決議授与については、別の規則にそれを定める。

25条 裁判官の権限と一般的職務（改正）

裁判官は以下のような権限と一般的職務を有する。

1. 自分が責任を持つ事件の研究計画を定める。
2. 事件に関する証拠情報の収集をする。
3. 委任を受けた事件に関する事件ファイルを研究する。
4. 裁判所書記官が係争当事者にあるいはその他裁判参加者に召喚状を出し、出廷させ事件について供述と説明させることを許可する。
5. 事件手続において係争当事者と裁判に参加している他の個人の供述を聞く。
6. 事件当事者と顔を合わせ調停また和解をおこなう。
7. 事件手続の延期あるいは一時停止の決定を出す。
8. 命令（カムサン）、処分（カムシーカート）^{ix}を出す、あるいは何らかの強制措置の執行。
9. 裁判長あるいは合議体の一員として法廷に列席する。
10. 自分が責任を持つ事件の第一審判決文、上級審判決文を書く。
11. 自分の責任範囲内の命令、処分、第一審判決、上級審判決ならびに他の法令に署名する。
12. 裁判官の業務に関する育成・向上研修を受ける。

13. 自身の業務を遂行することによって生じる脅迫、身体、健康、生命ならびに尊厳に対する破壊行為に対して法律に沿って保護される。
14. 各審級の人民裁判所の何らかの職位に就く任命を受ける。
15. 市民の正当な権利と利益を保護する。
16. 法律に定められた規定に沿って権利を使い他の職務を遂行する。

26条 1級裁判官の個別権限と職務（新）

1級裁判官は、地区（ケート）人民裁判所と県・首都軍事裁判所の裁判長あるいは合議体の一員となる。県・首都人民裁判所と地域（パーク）軍事裁判所の第一審裁判の合議体の一員となる。

27条 2級裁判官の個別権限と職務（新）

2級裁判官は、県・首都人民裁判所と地域（パーク）軍事裁判所の第一審裁判と上訴裁判において裁判長あるいは合議体の一員となる。地区（ケート）人民裁判所と県・首都軍事裁判所の第一審裁判の裁判長あるいは合議体の一員となる。地域（パーク）人民裁判所と高等軍事裁判所の上訴審裁判において、合議体の一員となる。

28条 3級裁判官の個別権限と職務（新）

3級裁判官は地域（パーク）人民高等裁判所と高等軍事裁判所の上訴審と破棄審において裁判長あるいは合議体の一員となる。県・首都人民裁判所あるいは地区（ケート）人民裁判所、地域（パーク）と県・首都軍事裁判所の上訴審あるいは第一審の裁判長あるいは合議体の一員となる。

29条 4級裁判官の個別権限と職務（新）

4級裁判官は、人民最高裁判所、地域（パーク）人民高等裁判所、高等軍事裁判所における破棄審において裁判長あるいは合議体の一員となる。地域（パーク）人民高等裁判所、県・首都人民裁判所、地区（ケート）人民裁判所、地域（パーク）軍事裁判所、県・首都軍事裁判所の上訴審あるいは第一審において裁判長となる。

第2章

裁判官の異動、常勤している組織内異動、解任

30条 裁判官の異動（ニョックニャーイ）^x

裁判官は、最高人民裁判所長官の提言に沿って国民議会常務委員会によって、新たな職務に就くために同じ分野の中で、あるいは他のセクターに異動する。

元の職務に異動で戻される場合はこの裁判官法の 48条の中で規定されているように実施すること。

31条 裁判官の常勤している職場の内部異動（改正）

裁判官は、最高裁判所長官によって、人民裁判所の組織内で、常勤している職場から内部異動する。

軍事裁判所裁判官については、国防省大臣によって軍事裁判所の組織内で、常勤している職場から内部異動する。

32条 裁判官の解任（改正）

最高人民裁判所長官の提言に沿って国民議会常務委員会によって裁判官は解任される。

裁判官の解任の手續プロセスについては別の規定にそれを定める。

第 3 章

公務員の管理ランクとの対照（ティアプ・サン）と昇級（ルアン・サン）

33条 裁判官と公務員管理級との対応（新）

裁判官の級に対応する公務員管理級は以下の通り。

1. 1級裁判官は、公務員管理級第5種に相当する。
2. 2級裁判官は、公務員管理級第4種に相当する。
3. 3級裁判官は、公務員管理級第3種に相当する。
4. 4級裁判官は、公務員管理級第2種に相当する。

34条 裁判官の級別対照（新）

裁判官の級別対照は以下のように実行する。

1. 地域（パーク）高等人民裁判所の長官、副長官; 県・首都人民裁判所の所長、副所長; 地区（ケート）人民裁判所の所長; 高等軍事裁判所副長官; 地域（パーク）、県・首都軍事裁判所の所長、副所長に任命された者は、任命の日から3級裁判官と同等として扱う。
2. 地区（ケート）人民裁判所副所長は、任命された日から2級裁判官と同様として扱う。
3. 以前に裁判官だったもので、局長あるいは副局長に任命された者は、任命された日から3級裁判官と同等として扱う。
4. 以前に裁判官だったもので、課長に任命された者は、任命された日から2級裁判官と同等として扱う。

扱う。

35条 裁判官の昇進（改正）

裁判官会議の賛成に沿って、最高人民裁判所長官によって1級裁判官は昇進して2級裁判官になる、そして2級裁判官は昇進して3級裁判官になる。

裁判官の昇進の過程および必要書類については、別の規則にそれを定める。

第IV編

職務倫理、道德倫理と研修

第1章

職務倫理、道德倫理

36条 裁判官の職務倫理

裁判官の職務倫理は以下のように構成される。

1. 自分自身に対する倫理
2. 職業に対する倫理
3. 組織に対する倫理
4. 住民と社会に対する倫理

裁判官の各倫理の詳しい内容については公務員法の中で規定されている職務倫理と同様に実行すること。

37条 裁判官の道德倫理

裁判官は係争当事者に対して公正でなければならない、裁判官は、純粹正直に、公平性を持ち、法律に沿って正しく、事件で本当に起きたことに沿って職務を遂行しなければならない、ならびに厳格に、周到に、完全に、客観的に法律に沿って職務を遂行しなければならない、司法機関の矜持を固持し、愛と怒りから生じる依怙臆、欲望、勘違いならびに恐怖という4つの不公正を避ける。それと同時に裁判官は良き行動をとり我慢強くななければならない。

38条 裁判の審理と判決の検討における裁判官の責任

裁判審理と判決の検討における裁判官の責任は以下の通りである。

1. 法律と実際に起きた出来事に従って正しく裁判判決の検討について保証する。
2. 国家、社会、訴訟当事者の権利と利益を保証するために法的強制措置をとる。

3. 故意により下された、法律に不当な命令、処分、第一審判決、上級審判決に対して責任を持つ。
4. 法律の中で定められたその他の責任を負う。

第2章 裁判官研修

39条 裁判官研修（改正）

裁判官研修には以下の3つの種類がある。

1. 基本研修
2. 通常研修
3. 臨時専門研修

研修の実施については、集合研修または／及び電子システムによるオンライン研修で実施する。

40条 基本研修（改正）

基本研修とは、新しく任官した1級裁判官に対して行われるもので、裁判官として、また自身が実行する業務に関する政治的価値観、革命的道德、職務倫理、道德倫理を知り、また理解するために行われる。特に訴訟事件書類の研究プロセス、証拠集め、証拠の信憑性評価、裁判判決をするため裁判官席に着くための準備、質問、尋問のプロセスならびに法廷における裁判実施コントロール、裁判官密室での意見の供述、判決文の書き方ならびに法廷での判決の言い渡しなどである。

41条 通常研修（改正）

通常研修とは、裁判官に対し、新規に成立した、あるいは改正された法律、下位法令、ラオス人民民主共和国が加盟している条約ならびに国際協定に関し、それを知らせ、また理解させるために行われる。

通常研修は規定された計画とカリキュラムに沿って最高人民裁判所研究研修所あるいは各地の地方人民裁判所で実施される。

42条 臨時専門研修（改正）

臨時専門研修は、裁判官に対し、必要性のある個別の課題、あるいは社会で大量急激に発生した問題について、裁判官の専門的質の向上のため実施される。

第V編 月給、手当

43条 月給と手当（改正）

裁判官の月給と手当の支給は、公務員法に従って実施される。

軍事裁判所の裁判官の月給と手当の支給は、国防省の規則に従って実施される。

44条 裁判官の専門職手当（改正）

人民裁判所の裁判官は事件手続実施において専門職手当を受け取る。その詳細は別の規則に定める。

第VI編

年金受給ならびに裁判官退官

45条 年金受給（改正）

裁判官の年金受給は公務員法の中で規定されているように実施される。

退職定年の年齢に達した3級と4級裁判官については、シニア裁判官として継続して任官できるが、管理職位は持たず、また年齢が65歳を超えてはならず、継続には以下の条件が必要となる。

1. 組織が必要としていること。
2. 本人の自発的申請が文書によりなされている。
3. 健康である。

シニア裁判官の権限と職務については、別の規則にそれを定める。

46条 裁判官の退官（改正）

以下に述べる場合裁判官は裁判官を退官したとみなされる。

1. 組織を退職した時。
2. ラオス国籍を喪失した時。
3. 業務を放棄した時。
4. 解職あるいは解雇された時。
5. 同一の分野または他セクターで新たな役職を得て異動した時。
6. 労働する力を失った時。
7. 年金を受領した時。
8. 死亡した時。

第VII編

裁判官の管理と保護

第1章

裁判官の管理

47条 裁判官の管理（改正）

国会常任委員会が全国の裁判官の管理者として、以下のように管理を実施する。

1. 最高人民裁判所が人民裁判所各審級の各級裁判官を管理する。
2. 地域（パーク）高等人民裁判所は、自身の裁判所に所属する裁判官および管轄する県・首都人民裁判所の裁判官を管理する。
3. 県・首都人民裁判所は、自身の裁判所に所属する裁判官および管轄する地区（ケート）人民裁判所裁判官を管理する。
4. 最高人民裁判所および国防省は、軍事裁判所裁判官を管理する。

48条 裁判官の再任（改正）

他の部門または分野に異動した裁判官が人民裁判所に職位を得て再び帰任する場合、最高人民裁判所長官の提言と裁判官会議の同意を基本に、国民議会常務委員会の合意に従って裁判官として承認され、その場合には再度裁判官試験を通過する必要はない。

裁判官の再任については別の規則に詳細を定める。

当該者の月給、手当、専門職手当については、この裁判官法の 43 条と 44 条の規定に従い実施する。

第2章 裁判官の保護

49条 裁判官の保護（改正）

人民裁判所の裁判官は法律に従って、復讐、生命に対する脅迫から、健康、自由、名誉と名声、自身の財産あるいは家族の財産を保護される。

裁判官は、それぞれの個別事案ごとに、国民議会常務委員会または県人民会議常務委員会からの賛成がなければ刑事裁判にかけられない、あるいは逮捕、拘束、拘留されない。

裁判官の現行犯あるいは緊急での逮捕、拘束、拘留の場合、関係の司法官は、当該者の所属する人民裁判所長官に報告しなければならない。これは早急に県人民会議常務委員会あるいは国民議会常務委員会に連絡し今後の裁判について意見を求めるためであり、最高人民裁判所常勤の裁判官の逮捕、拘束、拘留は、最高人民裁判所長官ならびに国民議会常務委員会に報告しなければならない。

軍裁判所の裁判官の逮捕、拘束、拘留については、関係の司法官は当該の軍事裁判所長官と高等軍事裁判所長官に報告する、当該の軍事裁判所長官は国防省大臣、最高人民裁判所長官ならびに国民議会常務委員会に報告しなければならない。

50条 裁判官に対する刑事事件手続（改正）

本裁判官法の 49条に沿って実施する以外に、裁判官を事件手続にかける場合は、関連の司法官は刑事訴訟法ならびに関係する他の法律に沿って実施すること。

裁判官が刑事被告人となった際には、関係する人民裁判所長官の決定によって裁判官の職務遂行は一時的に中断される、当該者に対する職務遂行一時停止は署名された日を以て有効とされる。

51条 裁判官の職務実施への復帰

裁判所が該当の裁判官の無罪判決を出したときには、本法50条の規定に従った裁判官の職務遂行の一時停止は解除され元の職務に復帰する。

第VIII編

モニタリング・検査と評価

第1章

裁判官へのモニタリング・検査

52条 裁判官へのモニタリング・検査

裁判官へのモニタリング・検査とは、最高人民裁判所のモニタリング・検査委員会、地方人民裁判所のモニタリング・検査委員会、国民議会常務委員会あるいは県人民議会常任委員会、建国戦線、退役軍人連盟ならびに大衆機関によって裁判官の技術面での業務遂行活動ならびにその行為をモニタリング・検査することである。

53条 裁判官モニタリング・検査委員会（改正）

裁判官モニタリング・検査委員会は最高人民裁判所長官によって任命される、この委員会は最高人民裁判所のモニタリング・検査委員会ならびに地方人民裁判所モニタリング・検査委員会から構成される。

A 最高人民裁判所裁判官モニタリング・検査委員会は以下のように構成される。

- | | |
|----------------|------|
| 1. 最高人民裁判所副長官 | 委員長 |
| 2. 検査局長 | 副委員長 |
| 3. 専門・裁判統計管理局長 | 委員 |
| 4. 組織・人事局長 | 委員 |
| 5. 裁判官会議代表者若干名 | 委員 |
| 6. 大衆機関の代表者 | 委員 |

B 地方人民裁判所裁判官モニタリング・検査委員会は以下のように構成される。

- | | |
|-------------------------|------|
| 1. 関係する人民裁判所長官 | 委員長 |
| 2. 関係する人民裁判所組織・検査課長 | 副委員長 |
| 3. 関係する人民裁判所指導委員会の代表者若干 | 委員 |
| 4. 関係する人民裁判所の大衆組織の代表者 | 委員 |

54条 モニタリング・検査委員会の権利と職務

モニタリング・検査委員会の権利と職務は以下の通りである。

1. 裁判官の職務遂行ならびに行為のモニタリング・検査に関する研究を行って規則を定める。
 2. 裁判官の職務実施ならびにその行為に対してモニタリング・検査の実施者となる。
 3. 裁判官の裁判手続ならびに行為の能力を多様な側面から評価する。
 4. 育成・向上研修を受けなければならない裁判官名簿をまとめ最高人民裁判所研究研修所に送る。
 5. 最高人民裁判所長官から委任された権利を行使しその他の職務を遂行する。
- 最低でも一年に一度は裁判官のモニタリング・検査を行うこと。

55条 モニタリング・検査の形式

モニタリング・検査には以下3つの方法がある。

1. 通常モニタリング・検査、これは事前に定められた計画に沿って行われるモニタリング・検査である。
2. 事前通告によって行われるモニタリング・検査、これは計画外調査である、必要性が見いだされた時に行われる、検査を受ける裁判官に事前に通知されなければならない。
3. 予告なし緊急モニタリング・検査である、検査を受ける裁判官への事前通知はない。

第2章

裁判官の業績評価

56条 裁判官の業績評価（改正）

裁判官の業績評価とは、裁判官の職務実施ならびに行為に関して評価であり、業績評価委員会により実施される。

57条 業績評価委員会

業績評価委員会は最高人民裁判所長官により任命される、最高人民裁判所の業績評価委員会ならびに地方裁判所の業績評価委員会より構成されている。

A 最高人民裁判所の業績評価委員会は以下のように構成される。

- | | |
|----------------|-----|
| 1. 最高人民裁判所長官 | 委員長 |
| 2. 組織人事局長 | 副議長 |
| 3. 検査局長 | 委員 |
| 4. 専門-裁判統計管理局長 | 委員 |
| 5. 裁判官会議代表者若干 | 委員 |
| 6. 関係する裁判部部長 | 委員 |
| 7. 大衆機関の代表者 | 委員 |

B 地方人民裁判所の業績評価委員会は以下のように構成される。

1. 関係する人民裁判所長官 委員長
2. 関係する人民裁判所の組織検査課長 副委員長
3. 人民裁判所指導委員会の代表者 委員
4. 県人民議会常務委員会代表者 委員
5. 関係する県あるいは郡組織委員会 委員
6. 関係する県あるいは郡検査委員会 委員
7. 関係する人民裁判所の大衆組織代表者 委員

58条 業績評価委員会の権利と職務（改正）

業績評価委員会は以下の権利と職務を有する。

1. 業績と行動評価、表彰と処罰に関する規則の研究と作成。
2. 表彰と処罰のために業績、行動評価を実施する。
3. 関連の人民裁判所長官に提言し、検討してもらうため、業績功労者と違反者名を一覧名簿化して報告する。
4. 最高人民裁判所長官からの委任に従い権利を行使し、その他の職務を遂行する。

59条 業績評価の実施（改正）

裁判官の業績評価は少なくとも年に一度実施する。

裁判官の業績評価実行の規則については、別に定める。

第IX編

禁止事項

60条 裁判官の禁止事項（改正）

裁判官は以下の行動を禁止される。

1. 自分自身、友人配偶者、仲間あるいは親戚に利益をもたらすために職権を乱用する。
2. 恐喝強制、範囲を超えた権利、職務の濫用あるいは裁判実施規則を違反する。
3. 偏り臆戻あるいはどっちつかずの態度で正義のない第一審判決あるいは上級審判決を出す。
4. 利益を得るために裁判書類一式を取り押さえ、書類をわざと出さないで遅らせる。
5. 第一審判決あるいは上級審判決前に秘密を漏らす。
6. 賄賂の督促をする、要求する、渡すあるいは受け取る。

7. 利益を得るために法律顧問になる、係争当事者と交渉する。
8. 裁判事件書類一式の中にある書類、証拠を見せない、隠す。
9. 裁判判決の検討を誤らせるような仲間を作り、ネットワークを構築し、検討を誤らせるような行為を行う。
10. 公務時間中に、賭博をし、アルコール飲料を飲酒する。
11. 同一の人民裁判所内あるいは一審級違いの裁判所に、夫婦のどちらか、子、姪甥や血統3親等以内の親族と共に所属すること。
12. 職務倫理、道徳倫理に触れるその他行為ならびに違法行為。

61条 委員会の禁止事項

委員会が以下の行為を行うことを禁止する。

1. 偏見臆盾、どっちつかず、事実を捻じ曲げる、事実情報の秘匿、利益の要求あるいは賄賂の請求。
2. 裁判審理あるいは判決検討に対する介入、干渉、妨害。
3. 裁判官に対する恐喝、身体的に危害を加えること。
4. 裁判官が公正な判決を出せないような行為をする。
5. 裁判官を侮辱、誹謗中傷する。
6. 違法であるその他の行為。

62条 個人、法人あるいは他の組織の禁止事項

個人、法人あるいは他の組織が以下の行為を行うことを禁止する。

1. 裁判審理あるいは判決検討に対する介入、干渉ならびに妨害。
2. 裁判官に対する恐喝、身体への危害を加えること。
3. 裁判官が公正な判決を出せないような行為をする。
4. 裁判官に対する侮辱、罵詈雑言、噂、誹謗中傷をする。
5. 事件に関する証拠を見せない、隠す、隠滅あるいは犯罪者の隠匿。
6. 国会常務委員会の決議なくして人民裁判所の裁判官を異動させる。
7. 法律違反であるその他の行為。

第X編

裁判官の制服、徽章ならびに裁判官証

63条 裁判官の制服

裁判官の制服には人民裁判所法の中で規定されているように法服と裁判所の正式な制服があ

る。

64条 徽章ならびに裁判官証

人民裁判所法の中で規定されているように、裁判官の徽章には、肩章、詰襟に就ける徽章、名札ならびに裁判所バッジがある。

公式職務遂行時においては、裁判官は自身の裁判官証を携帯する。。

第XI編

功績をあげた者への特別政策と違反者に対する措置

65条 功績をあげた者に対する特別政策（改正）

この裁判官法を厳格に実施し、第一審判決ならびに上級審判決を正しく正義をもって行い、ならびに懸命に人民裁判制度を効率的に、透明に近代的に発展させた裁判官は、規定に沿って褒賞ならびに特別政策を受ける。

この裁判官法を厳格に実施したその他の個人、法人また組織は、規定に沿って褒賞ならびに特別政策を受ける。

66条 違反者に対する措置（改正）

この裁判官法に違反した裁判官、その他個人、法人または組織は、指導研修、訓告、懲戒処分、罰金、自身が起こした民事損害の弁償、または刑事訴追され罪を科される。

第XII編

最終規定

67条 執行機関

この裁判官法の施行機関は、政府、国民議会常務委員会、県人民会議常務委員会ならびに最高人民裁判所である。

68条 発効（改正）

この裁判官法は2024年1月16日から、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令の公布を出し、そして官報に掲載されて以降発効する。

この法律は、2017年11月10日発出の旧裁判官法番号35/ສພຊに代わるものである。

-
- i ラオスの裁判所の判決は、第一審判決を「カムタッシン」と呼び、それ以上の上級審判決を「カムピパークサー」と別の用語を使っている
- ii ラオスにおける地域は、「パーク」といい、南部、中部、北部の3地域から成る。
- iii 県・首都裁判所の下に地区（ケート）裁判所がある。ラオスの行政区分は「県」-「郡」-「ターセーン（以前は村が最小行政区分であったが、2025年の臨時国会にて変更された。ターセーンは今までの「村」に代わる新たな行政区分であり、郡と村の間で、複数の村から構成される）」であるが、ケート裁判所は、複数の郡を合わせてその中に一つのケート裁判所を置いている。
- iv 本法の中には、「倫理」と訳される近似の用語が2つある。「ジャンニャーバン」「ジャンニャータム」である。ここでは、前者を「職務倫理」後者を「道徳倫理」と訳している。
- v 「サパー・プーピパークサー」を「裁判官会議」と訳しているが、「裁判官評議会」という訳もある。
- vi 「シニア裁判官」は本法で初めて規定されたシステムである。現在政府の予算不足から定年を迎えた公務員は直ちに退職する方針がとられているが、裁判所内での経験を持ったベテラン裁判官不足を補う目的であろうか。
- vii ラオスにおいて良く使われる用語で「ナニョバーイ」直訳は「政策」という意味であるが、何らかの役職、貢献をした人、特定の条件を満たす人などへの表彰、手当支給、割引・特典などを示す。「特別政策」とここでは訳した。
- viii 旧法では25歳以上であったものが、本法では28歳に引き上げられた。その代わりに、各級裁判官の最低年齢基準は廃止されている。
- ix ラオスの人民裁判所が下す「裁判所の決定（カムトックロン／裁判と訳すこともある）」にはカムサン「命令」カムシーカート「処分」カムタッシン「第一審判決」カムピパークサー「上級審判決」の4種類がある。
- x 「ニョックニャーイ」異動は、裁判所以外への外部異動の意味である。「同じ分野」の中の異動とは、例えば裁判所と同じ司法分野内の異動のことで、「裁判所」から「司法省」への異動などを指す。